

◎新潟県告示第802号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年6月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
浦佐萌気園診療所「ほのぼの」	新潟県南魚沼市浦佐 330 番地 5	医療法人社団萌気会	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	平成 25 年 3 月 25 日	平成 25 年 5 月 31 日
有料老人ホームつばきの郷	新潟県見附市椿澤町 1825 番地 1	株式会社虹祐	介護予防特定施設入居者生活介護	平成 25 年 4 月 18 日	平成 25 年 5 月 17 日